資料１

令和8年度 第2回焼津市総合教育会議

（学校現場における「多様な子どもたちを包摂するための教育」について）

Ⅰ 登校に支援が必要な児童生徒への教育

【校内教育支援センター（心の教室）】

（施設概要）

市内全小・中学校に設置

心の教室に在室する相談員は、教員以外の第三者的な立場で、年間 175 日、1日 6 時間勤務し、各学校の実態や実状に応じて、次のような活動を行っている

(1) 学校に登校できるが、教室に入ることが難しい児童生徒への支援を行う
(2) 児童生徒の悩みの相談にのる
(3) 児童生徒のペースに合わせた学習のサポートを行う
(4) 教室に出向いて、授業に集中できない児童生徒への支援を行う
(5) 保護者の悩みの相談にのる　等

（利用状況） ※R7年度の市内 22 校の数値

○ 相談員が支援した回数

	支援延べ回数
児童生徒	17,429 回
保護者	1,243 回

○ 30日以上欠席した児童生徒で、心の教室を利用した児童生徒 …… 273人

○ 心の教室活用による成果

心の教室へ登校できるようになった児童生徒	60 人
教室へ入れるようになった児童生徒	46 人

（学習指導要領改訂における今後の方向性（案））

・特別の教育課程の新設・柔軟化

教育課程を学校が柔軟に編成できるようにする。また、個々の児童生徒の実態に応じた特別の教育課程の編成を可能にして、複層的な支援体制を整える必要がある。

・組織的・計画的な学びの支援への充実

教育支援センターや校内教育支援センター、フリースクールなどの居場所だけでなく、学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がるような組織的・計画的な指導の充実が求められる。

・柔軟な授業時数・学習内容

授業時数や学習内容については、児童生徒の実態を踏まえ、状況に応じて、柔軟に設定・運用を可能とすべきである。

2 日本語指導が必要な児童生徒への教育

【日本語指導教室（取り出し指導教室）】

（施設概要）

〇加配教員※が在籍している学校内の教室を、日本語教室として設置している。

〇特別の教育課程を編成している外国につながる児童生徒に対し、取り出しをして日本語指導教室で日本語指導を実施。

※加配教員⇒特別の教育課程を編成している外国につながる児童生徒が多く在籍している学校に対し、県が教員の定数に加えて特別に配置した教員

〇日本語教室設置校（小学校6校、中学校4校）　令和8年9月末現在

	焼津西小	小川小※	大富小	和田小	港小	大井川南小
加配教員（人）	1	1	1	2	3	3
支援員【派遣】（人）	2	4	3	2	2	4

	焼津中	和田中	港中	大井川中
加配教員（人）	1	2	2	2
支援員【派遣】（人）	2	5	4	4

◎加配教員の配置がない学校でも児童生徒の状況に応じて、支援員を派遣して指導支援を行っている。

※小川小学校 ⇨ ユニバルーム （外国につながる児童23名）
加配教員1名、派遣支援員4名（バイリンガル3名・日本語スペイン語1名）

（利用状況）

〇加配教員による取り出し指導

対象児童の人数によるが、1人につき週に1～2時間程度実施。対象の児童生徒が計画した時間に来室して指導を受ける。2～3人が、一緒（同時）に指導を受ける場合もある。

（学校の時間割の中に、日本語指導の時間が決められている。）

〇支援員による指導

週に1日学校に訪問して、対象の児童生徒へ支援や指導をしている。日本語教室で取り出し指導を行ったり、支援員が在籍学級に入って支援や指導をしたりしている。

〇その他

学校に編入学した初期の段階では、支援員等が、原則として毎日訪問して指導を行っている。児童生徒の実態に応じて時間数を増やすこともある。

（学習指導要領改訂における今後の方向性（案））

・ 日本の教科学習等の際に母語での学習経験や既習の知識を活用したり、日本語の学習言語を習得したりするために、ICT や生成 AI 等のデジタル技術を効果的に活用する。

・ 取り出しによる「特別の教育課程」における日本語指導と、在籍学級での指導・支援を両輪で進め、連携を図る。

※ 教科学習への参加だけでなく、自身の生い立ちや背景に誇りを持ち、社会構成員として成長できるようなキャリア形成までを見据えて指導を進める

※ 学校全体で、多様な児童生徒がいることを前提とした指導の工夫や支援、多様性を長所・強みとして生かす視点、多言語・多文化を尊重する環境づくり等を進める

3 特別な教育的支援が必要な児童生徒への教育

【通級指導教室…ことばの教室、まなびの教室、発達指導教室(中学校)】

(施設概要・利用状況) 令和8年5月1日現在

○ 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒。

・「焼津市就学支援委員会で通級が適切である」と判断され、かつ保護者および本人が通級を希望している児童生徒。

教室名	ことばの教室	まなびの教室	中学通級	計
種別	言語障害	自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害 等		(利用率)
学校	焼津南小 小川小 大井川南小	焼津西小 焼津南小 小川小 大井川南小	焼津中 大井川中	
人数	54人	133人	44人	231人 (2.64%)

※(利用率)は、通常学級に在籍する児童生徒数に対する通級指導教室に通級する児童生徒数の割合

・ 利用人数は年々増加している。利用率は、令和4年度の 1.78%から5年間で、1%程度増加している

(学習指導要領改訂における今後の方向性(案))

・ 通常学級において、障害のある児童生徒を包摂するための取組が不可欠である。

・ 通常学級での教育活動をより実効的なものとするため、通級担当教員との連携の強化が必要である。また、自立活動の指導と通常学級での指導を密接に関連させることが重要である。

・ 個々の児童生徒の指導時数については、1年間の中で、児童生徒の変容を鑑みながら、弾力的な運用を促す。

【特別支援学級】

（施設概要・利用状況）令和8年5月1日現在

・　特別支援学級の入級については、焼津市就学支援委員会で「特別支援学級への入級が適切である」と判断され、かつ保護者および本人が入級を希望していることが条件となる。

【小学校】

学級	知的学級	自閉症・情緒学級	肢体不自由学級	計 （割合）
学校	焼津東小 焼津西小 豊田小 小川小 大富小 港小 大井川西小 大井川南小	焼津東小 豊田小 小川小 大富小 港小 大井川南小	港小	
人数	136人	91人	3人	230人 （3.9%）

【中学校】

学級	知的学級	自閉症・情緒学級	肢体不自由学級	計 （割合）
学校	焼津中 豊田中 小川中 大富中 港中 大井川中	焼津中 豊田中 小川中 大富中 大井川中	港中	
人数	56人	44人	3人	103人 （3.2%）

※(割合)は、全児童生徒数に対する特別支援学級に在籍する児童生徒数の割合

・特別支援学級の在籍者数は年々増加している。

（学習指導要領改訂における今後の方向性（案））

・デジタル学習基盤は、様々な困難さが見られる児童生徒にとって、学びの機会を保障するものであり、学びの主体的な調整をはかるためにも不可欠なものである。

・教育活動全体を通して、自立活動の指導を行う。自立活動の時間を適切に設ける。

・障害種ごとの配慮事項を、指導内容や指導方法の工夫に資する基本事項として示す。

・通常学級との交流や共同学習を適切に取り扱う。